

南三陸町地域おこし協力隊員設置規則

(設置)

第1条 高齢化が進む本町において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住及び定着を図り、もって地域力の維持及び強化並びに地域の活性化に資するため、南三陸町地域おこし協力隊員（以下「隊員」という。）を設置する。

(隊員の任命)

第2条 隊員は、三大都市圏をはじめとする都市地域等から町内に生活の拠点を移すことを了承する者であって、心身ともに健康で、地域の活性化に意欲及び熱意があり、積極的に活動できるもののうちから、町長が任命する。

(任期)

第3条 隊員の任期は、1年とする。

2 隊員は、再任されることができる。

(隊員の職務)

第4条 隊員は、地域住民等と連携を密にし、次に掲げる職務を行う。

- (1) 地産地消の推進及び農林水産業の振興に関すること。
- (2) 地域資源の発掘及び活用に関すること。
- (3) 市街地活性化事業の企画及び実施に関すること。
- (4) 芸術文化によるまちづくりに関すること。
- (5) その他地域の活性化に資するもので、町長が必要と認めること。

(身分)

第5条 隊員は、非常勤の特別職とする。

(報酬)

第6条 隊員には、南三陸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年南三陸町条例第40号）に定めるところにより、報酬を支給する。

(解任)

第7条 町長は、隊員が次の各号のいずれかに該当するときは、解任することができる。

- (1) 法令若しくは職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 疾病、事故等により、隊員の職務を継続できなくなったとき。
- (3) 隊員としてふさわしくない行為があったとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、町長が特に解任が必要と認めたとき。

(補償)

第8条 隊員の職務中の事故に対する補償は、南三陸町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成17年南三陸町条例第35号）に定めるところによる。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。